住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ



受給には手続きが必要です

令和 6 年 **3月29**日まで

物価高騰生活支援給付金 (均等割のみ課税世帯分) (10_{万円/1世帯)}のご案内

- 物価高騰生活支援給付金 (均等割のみ課税世帯分) <u>(1世帯あたり**10**万円)</u> は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

給付金の支給時期

1世帯あたり 10万円

志摩市が確認書(または申請書)を<u>受</u> <u>理した日から1ヶ月以内</u>が目安です。

※書類に不備がない場合

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

志摩市から

確認書が届いた方はコチラ



下記①②**両方**に該当する世帯

- ①全員が令和5年度住民税所得割非課税
- ②世帯の中に令和 5 年度住民税均等割のみ 課税の方がいる
- ※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯を除く

令和5年12月2日以降に支給 対象となった世帯や DV等避難者等特別な配慮を要 する場合など

手続きや要件の詳細は 裏面 \mathbf{I} をご確認ください。 手続きや要件の詳細は 裏面 **II** をご確認ください。

物価高騰生活支援給付金(均等割のみ課税世帯分)の 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

給付金の支給手続き

Ⅰ 令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯

令和5年12月1日時点で支給対象となる世帯

対象となる世帯には、志摩市から 給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

確認書が届いた方

● 中身を確認して、事務局に返信してください。【注意事項】



令和6年3月29日(金)(当日消印有効)までに確認書を返信してください。

(返信がない場合は、本給付金を受けることができません。)

令和5年12月2日以降に支給対象となった世帯や DV等避難者等特別な配慮を要する場合など

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請期限:令和6年3月29日(金)



申請方法:物価高騰生活支援給付金(均等割のみ課税世帯)申請書に記入し 必要書類を添付して提出いただくか、記載のQRコードからオンライン申請し てください。

こども加算について

- 本給付金の対象世帯の中に18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童 が含まれている場合、当該児童1人につき5万円の給付を追加で受けられます。
- こども加算用の確認書を提出することで申請できます。





Π

提出書類の書き方の説明動画は

こちらのQRコードから視聴できます。



オンラインでの申請は

こちらのQRコードから申請できます。

お問い合わせ

志摩市物価高騰生活支援給付金事務局

電話番号 0120-105-295 (志摩市総合フリーダイヤル)

受付時間 8:30~20:00 (土日、祝日を含む)

※本事業は志摩市の委託事業です。



詳しくは、上記QRコードより志摩 市ホームページもご覧ください。